

八尾市危険木伐採等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒木被害から人命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、伐根、撤去及び処分(以下「伐採等」という。)を行う者に対し、補助金を交付することについて、八尾市補助金交付規則(平成16年八尾市規則第26号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 市内における森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画の対象森林内に存する胸高直径が20cm以上の立木をいう。
- (2) 建築物 建築基準法第2条第1項第1号及び第2号の規定による構造物をいう。
- (3) 自治会長 住民により自主的に組織された地域団体の長をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号いずれかに該当する事業とする。

- (1) 倒木により建築物に被害を与える恐れのある危険木の伐採等であること。
- (2) 倒木により一般の通行に支障となる恐れのある危険木の伐採等であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、危険木を所有する者から危険木の伐採等を行う承諾を得た者とする。

- (1) 危険木を所有し伐採等を行う者
- (2) 危険木により建築物に直接的な被害を受ける恐れがあり、伐採等を行う者
- (3) 伐採等を行う地域の地元自治会長等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象から除外する。

- (1) 第1項第1号及び第2号(生計同一者が該当する場合を含む。)のどちらにも該当する者
- (2) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第1号から第3号までに該当する者
- (3) 八尾市から課税された税を滞納している者
- (4) 国及び地方公共団体

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、委託業者に支払う危険木伐採等に要した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1人(生計同一者を含む。)につき同一年度において1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに補助対象の危険木の調査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(変更申請)

第9条 補助対象者は、交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ、補助金交付変更申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付決定については、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、交付決定に係る危険木の伐採等が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の確定通知書を受けた補助対象者は、補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されて

いるときは、その全部を返還させるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

八尾市危険木伐採等補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者住所
申請者氏名
電話番号

八尾市危険木伐採等補助金の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

1. 伐採等の箇所（住所）	八尾市	
2. 内容	対象危険木 本を 本伐採、 本伐根 ※胸高直径が 20cm 以上のもの	
3. 危険木の所有者	住所： 氏名：	
4. 被害を受ける恐れのある者	住所： 氏名：	
5. 誓約事項 ※申請者が所有者と異なる場合	<input type="checkbox"/> 当該申請に関して、所有者等の承諾を得ており、万が一、紛争が生じたときは、私が責任をもって解決いたします。	
6. 補助対象経費	円	
7. 補助金交付申請額	円 ※補助対象経費の 2 分の 1 以内（1,000 円未満の端数を切り捨てた額）とし、20 万円を上限とする。	
8. 伐採等期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日
9. 添付書類	(1) 見積書の写し（2 者以上） (2) 位置図 (3) 配置図 (4) 写真（目印等で危険木がわかるようする） (5) その他	

様

八尾市長

八尾市危険木伐採等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八尾市危険木伐採等補助金については、下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付対象となるのは、年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 _____ 円
- 3 補助対象者は、同補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この事業の伐採等期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
なお、完了後 30 日以内又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

様式第3号（第9条関係）

八尾市危険木伐採等補助金交付変更申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請書住所

申請者氏名

電話番号

八尾市危険木伐採等補助金の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

1. 変更申請理由	
2. 伐採等の箇所（住所）	八尾市
2. 内容	対象危険木 本を 本伐採、 本伐根 ※胸高直径が20cm以上のもの
3. 危険木の所有者	住所： 氏名：
4. 被害を受ける恐れのある者	住所： 氏名：
5. 誓約事項 ※申請者が所有者と異なる場合	<input type="checkbox"/> 当該申請に関して、所有者等の承諾を得ており、万が一、紛争が生じたときは、私が責任をもって解決いたします。
6. 補助対象経費	円
7. 補助金交付申請額	円 ※補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。
8. 伐採等期間	着手予定 年 月 日
	完了予定 年 月 日
9. 添付書類	(1) 見積書の写し（2者以上） (2) 位置図 (3) 配置図 (4) 写真 (5) 補助金交付決定通知書（原本または写し） (6) その他

様式第4号（第10条関係）

八尾市危険木伐採等補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者住所
申請者氏名
電話番号

年 月 日付けで補助金交付決定を受けた危険木伐採等について下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 伐採等期間 着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

2 補助対象経費 円

3 添付書類

- (1) 伐採等に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- (2) 伐採等に要した費用の支出を証する領収書等の写し
- (3) 整備後の写真
- (4) その他

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

八尾市長

八尾市危険木伐採等補助金確定通知書

年度八尾市危険木伐採等補助金として、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金の額

円

※ 年 月 日提出された実績報告書に基づき算定しています。

様式第6号（第12条関係）

八尾市危険木伐採等補助金請求書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者住所

申請者氏名

㊦

電話番号

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった、
八尾市危険木伐採等補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の額 円

2 補助金請求額 金 _____ 円也

（振込先）

金融機関名	銀行・信組 信金・農協		支店					
	銀行コード			支店コード				
預金種目	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他	口座番号 ※右づめで記入						
フリガナ								
口座名義人								